

愛知県立大学教職支援及び免許・資格委員会規程

(趣旨)

第1条 愛知県立大学の教職課程及び現職教員に対する研修等並びに免許・資格等（看護学部に係るものを除く。）について審議するため、教育支援センターに設置する教職支援及び免許・資格委員会（以下「委員会」という。）について、教育支援センター規程第10条第2項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、教育職員の養成及び現職教員に対する研修等に関わる次の事項を審議・運営する。

- (1) 教育職員及び学校図書館司書教諭の養成に係る科目の編成及び改廃並びに授業担当者に関すること。
- (2) 予算に関すること。
- (3) 施設及び設備に関すること。
- (4) 教育実習、スクールボランティア等に関すること。
- (5) その他教育職員及び学校図書館司書教諭の養成・研修に関すること。

2 委員会は、免許・資格（教職・司書教諭及び看護に係るものを除く。）に関わる次の事項を審議する。

- (1) 免許・資格に係る授業科目の編成及び改廃並びに授業担当者に関すること。
- (2) 予算に関すること。
- (3) 施設及び設備に関すること。
- (4) 免許・資格に係る実習に関すること。
- (5) その他免許・資格に関する教育課程に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 教育支援センター長
- (2) 教育支援センター副センター長
- (3) 各学部（看護学部を除く。）の各学科（ヨーロッパ学科を除く。）及びヨーロッパ学科の各専攻から選出された教員 各1名
- (4) 教職支援室員 2名
- (5) 教育支援センター長が指名した教員及び事務職員

(任期)

第4条 前条第3号から第5号に掲げる委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び議長)

第5条 委員会に委員長を置き、教育支援センター長又は副センター長をもって充てる。

2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(定足数及び議決方法等)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認める場合は、委員以外の者を委員会に出席させその意見を聞くことができる。ただし、議決に加えることはできない。

(拡大教職支援及び免許・資格委員会)

第8条 委員長は第2条第2項に関する審議をする際には、拡大教職支援及び免許・資格委員会(以下「拡大委員会」という。)を招集する。

2 拡大委員会の組織は第3条に掲げる委員に第9条第1項各号に規定する作業部会の部会長を加えたものとする。

(作業部会)

第9条 委員会に、次の作業部会を置く。

- (1) 学芸員課程作業部会
- (2) 社会福祉士・精神保健福祉士課程作業部会
- (3) 保育士養成課程作業部会
- (4) 日本語教員課程作業部会

2 作業部会について必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、学務課が担当する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営方法については、委員会の議を経て委員長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 教職支援委員会規程及び免許・資格委員会規程は、廃止する。